

山梨県立中央病院レセプト点検業務委託仕様書

乙は、この仕様書の定めるところにより、委託業務を実施するものとする。

1 業務委託の名称

山梨県立中央病院レセプト点検業務

2 業務の場所

山梨県立中央病院（山梨県甲府市富士見一丁目1番1号）

業務の場所は、医事課又は病院会議室とする。

3 業務の概要

令和3年度（請求月ベース）外来分

請求件数188,806件（（参考）入院分18,816件）

請求点数960,883,713点

請求金額8,652,222,945円

4 業務の範囲

- (1) 令和4年12月分から令和5年11月分まで及び、一部月遅れ請求分を含む国民健康保険団体連合及び社会保険診療報酬支払基金へ請求する全ての診療科の外来分の請求に向けたレセプト点検
- (2) 保険診療及び労災、公災、自賠、公費のレセプト点検
- (3) 院内請求システムによる外来レセプト出力
- (4) 業務に従事する期間
月末～翌月10日までの期間

5 業務の内容

- ① 院内審査システムによる外来分のレセプト出力と使用後の廃棄
- ② 外来分のレセプト件数一覧表とレセプトの照合（枚数確認）
- ③ 不備レセプトの抜き出し・確認
- ④ 透析実施患者、腹膜灌流患者の抜き出し
- ⑤ レセプトの病名、内容点検
- ⑥ 点検内容及び範囲については、甲と協議の上、決定する
- ⑦ 返戻・査定の分析及び対策の検討及び、甲への報告

6 受託者の責務

乙は、本業務を円滑に遂行するために、必要な人員を配置し、不明な点等については、そのつど病院職員と協議し処理するものとする。

7 業務報告・点検

(1) 業務報告

- ① 乙は、業務完了報告書を月次ごとに作成し、甲に提出すること。
- ② 乙は、甲が必要と認めた際の業務に関する報告の求めに応じること。

(2) 業務点検

- ① 乙は、定期的に業務の遂行について、適正に処理されているか等を点検し、甲に報告すること。
- ② 乙は、業務の点検に基づいて業務の適正化、効率化に努めること。

8 検査・監督

(1) 検査・監督

- ① 乙は、甲が行う業務現場の実地調査を含めた検査監督及び業務の実施に係る指示に従うこと。
- ② 乙は、甲から業務の進捗状況の提出要求、業務内容の検査実施要求、業務の実施に係る指示があった場合は、それらの要求及び指示に従うこと。

(2) 改善措置

乙は、業務遂行について甲が不適當であると判断した場合は、直ちに改善の措置を講ずることとし、その改善措置について甲に報告すること。

9 疑義の解釈

本仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定する。